

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日)

目 次

◇人委規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則を廃止する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十八号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「二十三回分」を「二十一回分」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十九号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第十六条の二第一項ただし書に規定する人事委員会規則で定める日は、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日及びこれに相当する日とし、当該人事委員会規則で定める日に退

庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、週休土曜日（条例第二条第三項に規定する週休土曜日をいふ。以下同じ。）のある週にあつては」及び「とし、それ以外の週にあつては四十四時間」を削り、同条ただし書中「四十二時間」を「四十時間」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「週休土曜日のある週にあつては」及び「割り振り、それ以外の週にあつては月曜日から金曜日までの五日間においては一日につき八時間となるように、土曜日においては四時間となるように」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「六日」を「八

日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「六日」を「八日」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条の見出し中「振替え」の下に「及び半日勤務時間の割振り変更」を加え、同条第一項中「四週間後」を「八週間後」に改め、同条第三項中「振替え」の下に「又は半日勤務時間の割振り変更」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二条第四項本文」を「第二条第四項」に改め、「（同項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）」を削り、「変更し、」を「変更して」に改め、「割り振ることをいう。以下同じ。」の下に「又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）」を、「場合には、勤務を要しない日の振替え」の下に「又は半日勤務時間の割振り変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 条例第二条第四項の人事委員会規則で定める勤務時間は、四時間とする。

3 条例第二条第四項の規定に基づき割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、第一項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。

第五条を削り、第六条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成四年七月十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十一号

週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則を廃止する規則

週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則（平成三年六月鳥取県人事委員会規則第十五号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成四年八月一日から施行する。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

2 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「、前条に規定する日又は一日の勤務時間のすべてについて週四十時間勤務制の試行のための職務に専念する義務の特例に関する規則（平成三年六月鳥取県人事委員会規則第十五号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された日」を「又は前条に規定する

日」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

3 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「（県費負担教職員にあつては、日曜日又は休日の勤務を含む。以下同じ。）」を削り、同号(9)を削る。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十条の二第一項第一号(9)に規定する事由により勤務しなかつた期間のある職員に対する前項の規定による改正後の職員の初任給、昇給等の基準に関する規則第十条の二第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

5 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハを削る。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月十四日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十二号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の7の項中

町長部局

課長 総務係長

を

町長部局	課長 課長補佐（総務課に所属）
保育所	所長

に、

教育委員会事務局

教育長

を

教育委員会事務局	教育長 次長
公民館	館長
学校給食共同調理場	所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。